

一変申請及び軽微変更届が必要でない範囲について

以下に示すように、変更内容が総合的に判断して有効性及び安全性と直接の関連性を有さず、その医療機器の本質からみて同一性を損なうものでないときに限り、原則、承認事項の一部変更の手続は必要としないこと。

具体的事例

1. 医療機器そのものには変更のない次のような変更であって、有効性及び安全性に影響を与えないもの

(事例)

- 1) シリーズ番号又はカタログ番号の変更
- 2) 包装単位の変更（例えば10gから20gへ、又は5本入りから10本入りへの変更）
- 3) 包装材料（包装内の形状保持のためのホルダーを含む。）の変更又は削除（材質の変更については滅菌済み医療機器の包装材料を除く。）
- 4) 組合せ医療機器の構成品の品目追加を伴わない構成品の数量又は組合せの変更
- 5) 部品及び単体で医療機器に該当しない構成品の呼称の変更
- 6) 使用時に外されるカテーテルの芯線（スタイルット）の材質変更
- 7) 滅菌に影響を与えない滅菌包装袋内の製品保持台紙の材質変更
- 8) 販売名に関わらないモデル名、タイプ名等の呼称の変更又は削除
- 9) 引用した基準の改正に伴う語句の変更（規格の改正による規格の項番号、試験名称又は年度の変更。実質的な規格内容に変更がない場合に限る。）

2. 機器類の構造材、外観等に係る次のような変更であって、性能、電気的定格、安全性等に影響を与えないもの

(事例)

- 1) 医用電気機器のケーシング、キャビネット等の色、塗装、めつき又は材料の変更（なお、医用電気機器には、従来どおり、歯科用機器等も含む。以下同じ。）
- 2) 医用電気機器の品目仕様等に關係しない場合における筐体の寸法又は重量の変更
- 3) 医用電気機器のコントロールパネル若しくはディスプレイの表示又はレイアウトの変更
- 4) 医用電気機器のキーボード、スイッチ又はつまみの形状、材質又は位置の変更
- 5) 医用電気機器の物理的強度に影響を与えない構造材、外板、キャスター等の材料、寸法又は形状の変更
- 6) 医用電気機器のゴム足、取手等の材質、形状、寸法又は位置の変更（新設、廃止を含

む。)

- 7) 医用電気機器のコネクタ（患者に接続されないものに限る。）、コード又はフットスイッチの材質、形状、寸法又は位置の変更
- 8) 眼底カメラのふ仰装置の形状、構造、材質の変更
- 9) 生体情報モニタ等のモジュールの組込み位置の変更
- 10) 吸排気口の位置、形状又は寸法の変更
- 11) 扉の開く方向又は形状の変更
- 12) 引出の数又は位置の変更
- 13) 人体に接触しない部品の形状、寸法又は材質の変更
- 14) 小型取付器具（取付フック又はネジ）の追加、位置又は方向の変更
- 15) 走行式装置のレール長又は移動量の変更
- 16) 表示灯等のタンクステンランプ、ネオン式表示からの液晶表示又はLED表示への変更
- 17) 医用電気機器におけるモジュールの外観の形状又は寸法の変更
- 18) 電子血圧計（非観血血圧計）における測定終了時のアラーム等、案内方式の変更
- 19) 医用電気機器に用いるバックアップ用電源における内部電源の重量の増減、電池駆動時間の延長及び従来技術からなる他の電池種類への変更。ただし、本体の性能・機能に変更がない場合に限る。（下表参照）

例）人工呼吸器の内部電源

内部電源	変更前	変更 A	変更 B	変更 C
寸法	W:450 x D:350 x H: 150 (mm)			
重量	約 6.6 kg	約 8.5 kg	約 6.8 kg	約 7.0 kg
種類	鉛蓄電池	鉛蓄電池	鉛蓄電池	Ni-Cd 蓄電池
仕様	DC 24V	DC 24V	DC 24V	DC24V
駆動時間	約 30 分	約 30 分	約 45 分	約 30 分

3. 単独では医療機器に該当しない次のような付属機器、付属品の変更、追加又は削除のうち、機器本体の性能、電気的定格、安全性等に影響を与えないもの

（事例）

- 1) 外部記憶装置、外部記録装置、外部モニタ装置（ブラウン管モニタから液晶モニタへの変更等）ビデオプリンター又はインターフェース（患者に接続されないものに限る。）等一般的な用途があるもの。ただし、解像度・画質が大きく劣化する場合を除く。
- 2) 機器のカバー
- 3) 品目仕様の変更を伴わない外部接続の変圧器、コンバータ等の電気部品
- 4) 機器のトロリー、滅菌用コンテナ又は記録紙
- 5) 機器把持用ピンセット
- 6) 体外部分のカテーテル等が邪魔にならないように、健常皮膚に留めるためのテープ

7) カップ、手術用ガウン又は器械台カバー

4. 患者の身体又は患者の身体へ注入される薬液等への接触のない次のような部分に係る
材質、形状、寸法又は位置の変更であって、品質、有効性及び安全性に影響を与えないもの

(事例)

- 1) 医用内視鏡、手術器具、穿刺器具等のハンドル、グリップ、ハンドピース又はつまみ
- 2) カテーテルのハブ、誤穿刺防止機構、スリープ部表面、ストレインリリーフ又はカテーテル径表示バンド
- 3) 創傷被覆・保護材等の粘着部分の剥離紙
- 4) バルーンカテーテルに接続されたバルーン拡張用シリンジ
- 5) カテーテルにて、体内に挿入しない部分（手元部分）の長さの変更
- 6) 輸液セット、血液回路、カテーテル等のクレンメ
- 7) 注射針、穿刺針等のキャップ又はカバー
- 8) 電極カテーテルのケーブルの外殻
- 9) 医療機器の使用準備段階でのみ使用されるガイドワイヤ挿入補助具、ガイドワイヤ位置設定用器具等の付属品
- 10) 患者に使用するまでの間、超音波画像診断用プローブを保護するためのカバー・ケープ等のうち患者に接触しないもの
- 11) 使用時には取り外され、血液、体液等に接触しない栓

5. 次のような部分の形状、寸法又は位置の変更であって、医療機器の使用目的、性能、
安全性等に影響を与えないもの

(事例)

- 1) 適用部位の範囲を超えない超音波画像診断装置のプローブの外観の変更
- 2) 適用部位の範囲を超えない超音波手術器、手術用吸引器等の先端部の角度、形状又は寸法の変更
- 3) 適用部位の範囲を超えないカテーテルの先端形状の変更
- 4) 使用方法、操作方法、適用部位の変更を伴わないナビゲーションポインタ先の長さ及び曲がり方向の変更
- 5) 注射針等の刃先角度の変更
- 6) 適用部位の範囲を超えない送液チューブ、吸引チューブ等の形状又は寸法の変更
- 7) 輸液セット等のピン針、コネクタの形状又は寸法の変更
- 8) 手術用灌流・洗浄装置等の静注ボトルに差し込むチューブコネクタ（スパイクコネクタ）の形状又は寸法の変更
- 9) カテーテル等のトップコック、Yコネクタ等の形状又は寸法の変更
- 10) カテーテル等の側孔、深度マーカ・造影マーカの数、位置又は形状の変更。ただし、

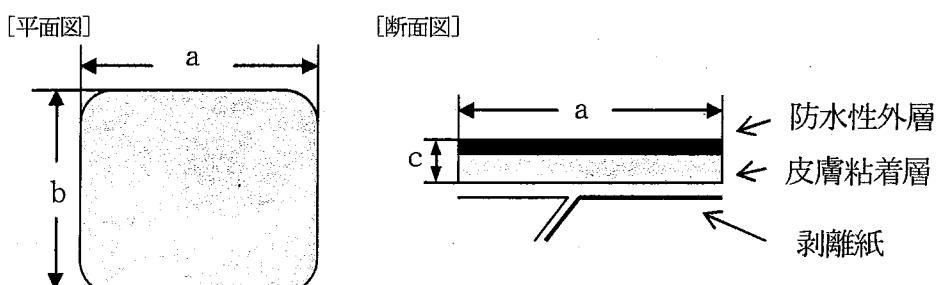
植込み機器の場合を除く。

- 11) 手術用灌流・洗浄装置等にて使用するディスポチューブの長さの変更
- 12) 血液透析器、血液ろ過器等の外側容器の形状の変更
- 13) 歯科切削加工用材料（切削加工用の金属、セラミックス及びレジン）における寸法・サイズ（例えば、直径や長さ）の変更又は追加

6. 医療機器の次のような変更であって、安全性及び性能に影響を与えないもの

(事例)

- 1) 承認（認証）を得ている範囲内で仕様、性能等に影響を与えないソフトウェア（プログラム）の変更
- 2) データ処理装置のメモリ容量の変更
- 3) 生体情報モニタ等の警報設定範囲、警報メッセージ、トレンドグラフ表示時間又は感度切替モニタスイッチの切替ステップの変更
- 4) 医用電気機器のハンドピース、ハンドル等体腔内へ挿入しない部分と挿入部分との接続方法（ネジ込み式、ルアーロック式等）の変更
- 5) 電子内視鏡、眼底カメラ、眼圧計又は他覚式屈折視力検査機器に用いる CCD (charge coupled device: 固体撮像素子) の変更
- 6) 測定用機器の本質に影響を及ぼさない温度等の環境条件の設定方式の変更（手入力から自動入力への変更等）のうち操作方法以外の承認（認証）内容に影響を及ぼさないもの
- 7) 超音波内視鏡、超音波画像診断装置用プローブ等に用いる振動子の、同一のスペックの振動子への変更
- 8) 創傷被覆・保護材等の使用方法、使用目的、厚みに変更がない平面的な形状・寸法の承認（認証）範囲内における変更又は追加（下図参照）



寸法 (a)	寸法 (b)	厚み (c)
5 cm ± 10%	5 cm ± 10%	5 mm ± 20%
(追加寸法) 10 cm ± 10%	(追加寸法) 10 cm ± 10%	
20 cm ± 10%	20 cm ± 10%	

- 9) 家庭用低周波治療器におけるタイマー動作時間の 20%以内の短縮

- 10) 実質的な表示範囲、測定範囲の変更を伴わない計量単位の変更、及びその際の表示値の変更
- 11) 薬事法の改正に伴い、平成17年4月1日より承認を要しない医療機器から管理医療機器となった電動式手術用器械（ブレード・ドリル類）に接続する単回使用の刃先、軸部並びに接続部の寸法又は形状の変更又は追加。ただし、使用目的及び品目仕様、使用方法に変更がない範囲
- 術式の途中で用いる切削器具（ドリル、タップ等）の切削部又は軸部の寸法・形状の変更又は追加
 - 植立孔の最終形態を切削する歯科用切削器具の切削部の寸法の変更
 - 切削器具の能動型機器との接続部における寸法の変更又は形状の変更
- 12) 薬事法の改正に伴い、平成17年4月1日より承認を要しない医療機器から管理医療機器となった非能動処置具（穿孔器、やすり、ピンセット類など）の寸法又は形状の変更又は追加。ただし、使用目的、品目仕様、使用方法に変更がない範囲に限る。
- ピンセットの先端形状の変更、把持部の太さの変更、サイズバリエーションの追加等

7. 上記1. から6. の変更に伴う操作方法又は使用方法の軽微な変更